

司法院釈字第 554 号（2002 年 12 月 27 日）*

争 点

刑法第二三九条が姦通、相姦者に対して罪刑を処することは違憲か否か。

（刑法第二百三十九條對通姦、相姦者處以罪刑，是否違憲？）

キーワード

制度的保障、姦通罪、性行為の自由、親告罪、立法の形成自由

解釈文：婚姻と家庭は社会の形成と発展の基礎であり、憲法の制度的保障を受けている（本院釈字第362号、第五五二号解釈を参照）。婚姻制度は人格の自由に基づくものであり、人倫の秩序、男女の平等、子の養育等社会的機能を維持するものであり、国家は婚姻制度の存続と円満を確保するために、当然として関連規範を制定することによって、夫婦双方お互いに忠誠の義務を負うことを約束させる。性行為の自由と個人の人格とは分離できない関係にあり、むろん性行為をおこなうかそ

して誰と性行為をおこなうかは自由に決定することができるが、ただし憲法第二二条の規定により、社会的秩序と公共利益を妨害せぬという前提の下に、これははじめて保障される。よって、性行為の自由は、当然婚姻と家庭制度からの制約を受けるべきである。

婚姻関係存続中に、配偶者の一方と第三者との間における性行為は如何に制限されるべきか、及びにこうした制限に違反する場合には、罪刑を加えるべきか否かについては、各国の事情は異なり、

*翻訳者：呉 煙宗・呉 厚子

これは立法機関により酌量して決めるべきである。刑法第二三九条が姦通者、相姦者に対して一年以下の懲役を処する規定は、言うまでもなく人民の性行為の自由に対して制限を加えることになるが、しかしこれは婚姻、家庭制度及び社会生活の秩序を維持するために必要とされるものである。こうした制限を過度に厳格化させないために、同法第二四五条第一項は姦通罪が親告罪、及び同条第二項は配偶者の容認または赦しがある場合に告訴することができないと規定し、姦通罪に訴追の条件を付している。これは、すなわち立法者が婚姻、家庭制度の維持と性行為の自由との間でなした価値判断であり、立法の形成自由という空間をまだ越えていないことから、憲法第二三条にいう比例原則の規定には尚も違反しないものである。

解釈理由書：婚姻と家庭は社会の形成と発展の基礎であり、憲法の制度的保障を受けている（本院釈字第三六二号、第五五二号解釈を参照）。婚姻制度は人格の自由に基づくものであり、人倫の秩

序、男女の平等、子の養育等社会的機能を維持するものであり、国家は婚姻制度の存続と円満を確保するために、当然として関連規範を制定することによって、夫婦双方お互いに忠誠の義務を負うことを約束させる。性行為の自由と個人の人格は分離できない関係にあり、むろん性行為をおこなうかそして誰と性行為をおこなうかは自由に決定することができるが、ただし憲法第二二条の規定により、社会的秩序と公共利益を妨害せぬという前提の下に、これははじめて保障される。よって、性行為の自由は、当然婚姻と家庭制度からの制約を受けるべきである。

婚姻は一夫一妻が永久に共同生活を営むため、並びに双方の人格が実現また発展させることができる生活共同体である。婚姻によって生ずるこうした永久的結合関係は、夫妻に精神上、物質上において相互に助け合いまた依存させるだけではなく、そしてこれによって家庭と社会の基礎として伸びゆくものである。婚姻関係存続中に、配偶者の方と第三者との間

における性行為は如何に制限されるべきか、及びこうした制限に違反する場合には、罪刑を加えるべきか否かについては、各国の事情は異なることから、立法機関が如何に婚姻と家庭制度の維持を酌量するうえで行為規範を制定するかに関しては、例えば刑罰を加える処罰を選択する場合に、もしも立法目的には正当性があり、刑罰手段が立法目的の達成に役立ち、またその他侵害が比較的に小さく同様の目的を達成できる手段が運用に資するものではなく、そして刑罰が基本権利に対する制限と立法者が維持しようとする法益の重要性及び行為が法益に対する危険の程度にも比例の関係に合致する場合は、すなわち憲法第二三条規定の比例原則に一致しないとは謂い難い。

婚姻共同生活の維持は、本来夫婦双方の感情及び信頼等の関係から齎されるべきであり、刑法第二三九条は：「配偶者があり他人と姦通する者は、一年以下の懲役に処し、その相姦者も、同様とする。」と規定し、刑罰手段を以つ

て配偶者のある者と第三者との間の性行為の自由を制限することは止むを得ない手段であるとしている。然るに刑法により具えられている一般的予防の機能は、夫婦忠誠の義務の遵守においてこれを社会生活の基本的規範とならしめ、ひいては人民の婚姻に対する法意識への尊重を増強し、及び婚姻と家庭制度の倫理的価値を保護することにあたっては、依然として一定の機能がある。立法機関が現在の夫婦の忠誠義務に対する評価は社会一般通念とは異なることなく、そして人民がこうした義務規範を遵守することも期待できない状況下では、当然刑罰の手段を以って姦通の予防、婚姻の維持という立法目的を達成することができる。また刑法で姦通罪を一年以下の懲役に処すことを、刑法第六一条が定める軽犯罪に属するものである。同法第二四五条第一項は、姦通罪を親告罪とすることにより、被害者たる配偶者が夫婦の感情及びプライバシーと共に配慮することができ、姦通罪への告訴がむしろ婚姻、家庭の破綻を引き起こす事態を避けるものとしてい

る。さらに、同条第二項は、配偶者の容認または赦しがある場合には告訴することができないと規定し、姦通罪への訴追には訴訟要件の制限を増加し、既に姦通行為の処罰を必要な範囲に限定し、憲法の前掲した規定には尚も抵触していない。